



《平成30年分以後の公的年金等の源泉徴収票の記載要領及び記載に当たっての留意事項》

平成 年分 公的年金等の源泉徴収票

①

支払を受ける者	住所又は居所	個人番号									
	(フリガナ)	氏名		生年月日	明治	大正	昭和	平成	日		
区分		③ 支払金額				④ 源泉徴収税額					
所得税法第203条の3第1号適用分		千円				千円					
所得税法第203条の3第2号適用分											
所得税法第203条の3第3号適用分											
所得税法第203条の3第4号適用分											
⑤ 本人		源泉控除対象配偶者の有無等		⑦ 控除対象扶養親族の数			⑧ 障害者の数		⑨ 非居住者である親族の数		⑩ 社会保険料の額
特別障害者	その他の障害者	特別寡婦	寡婦寡夫	一般	老人	特定	老人	その他	特別	その他	千円
⑪ 源泉控除対象配偶者		⑫ 控除対象扶養親族			⑬ 16歳未満の扶養親族						
(フリガナ)	区分	(フリガナ)	区分	(フリガナ)	区分						
氏名		氏名		氏名							
個人番号		個人番号		個人番号							
⑭ (摘要)		(フリガナ)	区分	(フリガナ)	区分						
		氏名		氏名							
		個人番号		個人番号							
支払者		⑮ 法人番号	所在地			名称			電話番号		
整理欄											

(税務署提出用)

377

記載欄名	記載すべき事項
① 「住所又は居所」及び「個人番号」	源泉徴収票を作成する日の現況による住所又は居所及び公的年金等の支払を受ける方のマイナンバーを記載します。  ※ <b>公的年金等の支払を受ける方に交付する源泉徴収票には、マイナンバーは記載しません。</b>
② 生年月日	該当する年号を○で囲み、その年月日を記載します。
③ 支払金額	公的年金等の区分に応じ、その年中に支払の確定した公的年金等の金額を記載します。 なお、源泉徴収票を作成する日において未払のものがあるときは、その未払額を内書します。
④ 源泉徴収税額	公的年金等の支払の際に徴収した所得税及び復興特別所得税の合計額を記載します。 なお、源泉徴収票を作成する日において、徴収していない税額があるときは、その税額を内書します。
⑤ 本人	公的年金等の支払を受ける方が特別障害者若しくはその他の障害者、特別寡婦若しくはその他の寡婦又は寡夫に該当する場合は、その該当する欄に★印を記載します。
⑥ 源泉控除対象配偶者の有無等  ※ 平成29年度の税制改正により、項目名・記載方法が変更されました。	源泉控除対象配偶者を有している場合で、源泉控除対象配偶者が老人控除対象配偶者(年齢が70歳以上かつ合計所得金額が38万円以下である方)である場合は「老人」欄に★印を記載します。そうでない場合は「一般」欄に★印を記載します。  ※ 源泉控除対象配偶者とは、公的年金等の支払を受ける方(合計所得金額が900万円以下である人に限ります。)と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が85万円以下である方をいいます。
⑦ 控除対象扶養親族の数	【特定】欄 特定扶養親族の数を記載します。 【老人】欄 老人扶養親族の数を記載します。 【その他】欄 上記以外の控除対象扶養親族の数を記載します。
⑧ 障害者の数	【特別】欄 「点線の右側」には、同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者である場合にその人数を、「点線の左側」には、そのうち同居を常としている方の人数を記載します。 【その他】欄 同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者以外の障害者である場合にその人数を記載します。

≪平成30年分以後の公的年金等の源泉徴収票の記載要領及び留意事項（続き）≫

記載欄名	記載すべき事項
⑨ 非居住者である親族の数	源泉控除対象配偶者、扶養控除の対象となる扶養親族及び16歳未満の扶養親族のうちに、非居住者の方がいる場合には、その人数を記載します。
⑩ 社会保険料の額	公的年金等から控除される社会保険料の金額を記載します。
⑪ 源泉控除対象配偶者 ※ 平成29年度の税制改正により、項目名・記載方法が変更されました。	源泉控除対象配偶者の氏名及びマイナンバーを記載します。 また、源泉控除対象配偶者が非居住者である場合には、区分の欄に「○」と記載します。  ※ <del>公的年金等の支払を受ける方に交付する源泉徴収票には、マイナンバーは記載しません。</del> ※ 市区町村に提出する公的年金等支払報告書には、源泉控除対象配偶者の合計所得金額の見積額(当該見積額が38万円以下である場合には、その旨)を記載することとなっていますので、ご注意ください(ご不明な場合は、最寄りの市区町村へお問合せください)。
⑫ 控除対象扶養親族	扶養控除の対象となる扶養親族の氏名及びマイナンバーを記載します。 また、控除対象扶養親族が非居住者である場合には、区分の欄に「○」と記載します。  ※ <del>公的年金等の支払を受ける方に交付する源泉徴収票には、マイナンバーは記載しません。</del>
⑬ 16歳未満の扶養親族	16歳未満の扶養親族の氏名を記載します。 また、16歳未満の扶養親族が非居住者である場合には、区分の欄に「○」と記載します。  ※ 市区町村に提出する公的年金等支払報告書には、16歳未満の扶養親族のマイナンバーも記載することとなっていますので、ご注意ください(ご不明な場合は、最寄りの市区町村へお問合せください)。
⑭ 摘要	【控除対象扶養親族が3人以上いる場合】 3人目以降の控除対象扶養親族の氏名及びマイナンバーを記載します。 また、当該控除対象扶養親族が、非居住者の場合には氏名の後に「(非居住者)」と付記します。 【16歳未満の扶養親族が3人以上いる場合】 3人目以降の16歳未満の扶養親族の氏名を記載し「(年少)」と付記します。 また、当該16歳未満の扶養親族が、非居住者の場合には氏名の後に「(非居住者)」と付記します。  ※ <del>公的年金等の支払を受ける方に交付する源泉徴収票には、マイナンバーは記載しません。</del>
⑮ 法人番号	公的年金等の支払をする法人の法人番号を記載します。